

令和8(2026)年度みよし市民病院

～看護師修学資金案内～

みよし市民病院の看護師を目指す学生の皆さんに、修学資金を貸与します
勤務年数に応じて、返還が免除されますので、ぜひお申し込みください

募集人数 2人
貸与金額 月額 50,000 円
貸与期間 看護師を養成する学校を卒業する月まで



申し込みのできる人

看護師を養成する学校の学生で、卒業後ただちにみよし市民病院で勤務のできる人

手続きの流れ

- ①申請書など必要書類をみよし市民病院管理課へ提出してください。
- ②日程調整をして選考試験日を決めます。希望日を伝えてください。
- ③選考試験を受けていただきます。（面接試験と適性検査）
- ④貸与の可否は、試験後 2 週間程度で郵送でお知らせします。
- ⑤貸与可となった人には、速やかに修学資金を金融機関の口座に振り込みます。

問い合わせ先

470-0224 みよし市三好町八和田山 15 番地
みよし市民病院 管理課 藤田

TEL 0561-33-3300

FAX 0561-33-3308

メール hospital@city.aichi-miyoshi.lg.jp



書類のダウンロードはこちら

申請に必要な書類

書類名称	受取先
1 看護師修学資金貸与申請書	みよし市民病院
2 身上調書	みよし市民病院
3 保証書	みよし市民病院
4 連帯保証人の印鑑証明書	各市町村窓口
5 誓約書	みよし市民病院
6 履歴書	みよし市民病院
7 在学証明書	看護師養成施設
8 戸籍謄本	各市町村窓口

修学資金を返還しなければならないとき

修学資金は免除が原則ですが、下記に該当すると、返還しなければならなくなります。
ご納得の上、申請してください。

全額返還

- 看護師養成施設を退学するとき
- 病気で修学できなくなった場合
- 学業成績不良(留年等)
- 辞退
- 卒業後直ちにみよし市民病院に常勤職員として勤務しなかったとき
- 看護師養成施設を卒業した年に看護師の資格を取得できなかったとき

一部返還

- みよし市民病院に勤務したが、貸与期間に満たないうちに退職した場合

